

環保第2210号  
平成30年3月30日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

(仮称) 大分ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見  
について

上記のことについて、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13の規定に基づく意見は下記のとおりです。

#### 記

#### 1 総括的事項

本事業は、大分市及び臼杵市にまたがる行政界となる山地の九六位峠から御所峠の尾根部に風力発電施設を設置する計画である。

現在、対象事業実施区域の東には、他事業者による風力発電事業が隣接して計画されており、環境影響評価手続が実施されている。両事業が同時に稼動した場合、騒音やバードストライク等の複合的・累積的な影響が懸念されることから、他事業者においては、それらに対する予測・評価は不可欠となる。

他事業者が、複合的・累積的な影響に対する予測・評価をより適切に行うことができるよう、本事業における環境影響評価結果の積極的な情報発信を行い、他事業者の予測・評価に協力するよう努めること。また、他事業者の予測・評価の結果、複合的・累積的な影響が懸念される場合には、他事業者と情報共有し、地域の問題として真摯に対応すること。

#### 2 個別的事項

##### (1) 騒音・振動・超低周波音

ア 工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測にあたり、予測結果を「幹線道路を担う道路の近接する空間」における環境基準値と比較し影響を評価しているが、事業実施地域周辺の地域特性を踏まえ、基準値だけではなく、住民の生活環境への影響を主眼に、評価書では現況からの増加を抑えるための環境配慮について丁寧な説明を行うこと。

イ 騒音の事後調査について、稼動後1年間を対象としているが、施設の稼動に伴う周辺住民への影響を適正に把握するために、事後調査終了後も専門家の意見を踏まえて、定期的な調査の実施を検討すること。

ウ 周辺住民に騒音及び低周波音への不安があることから、周辺住民から寄せられる意見には十分配慮し、影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、稼動制限等の追加的な環境保全措置を講じること。

#### (2) 水環境

ア 工事の実施に係る濁水対策は、降雨条件を40mm/hで予測・評価し、沈砂池の容量や構造等を示しているが、近年増加傾向にある集中豪雨を考慮した機能的な設計とすること。

イ 尾根部の改変を行う計画であり、地表水の流向変化が懸念されることから、工事中及び施設稼動後においても周辺河川等の状況の把握に努め、周辺住民から寄せられる意見には十分配慮すること。

#### (3) 風車の影について

風車の影による影響について、環境保全措置を講じることにより実行可能な範囲内で低減が図られるとしているが、一部集落では民家に影響が及ぶ可能性があることから、周辺住民から寄せられる意見には十分配慮すること。

#### (4) 地形・地質

対象事業実施区域は中央構造線上に位置し、主に三波川変成岩類が分布するが、その中でも風化が進行している蛇紋岩分布域の掘削等にあたっては、当該地質特性を考慮し、砂じん等の発生予防措置等、適切な環境保全措置を行うこと。

#### (5) 動物・植物・生態系

ア 準備書では、重要種以外の動植物種の現況評価が十分に行われていないので、重要種の予測・評価を行うためにも、現地調査等を行って把握した地域の動植物種の現況評価を評価書に記載すること。

イ 現地調査の結果、環境への重大な影響を回避するために風力発電施設の基数を削減した判断は評価できるが、それにより動物、植物及び生態系へどのような影響の低減が図られているか、評価書においては具体的に記載すること。

ウ バードストライク及びバットストライクについて、墜落個体を発見した場合は、適切な保存等を行い、環境省や大分県等の調査に協力すること。特にコウモリ類の落下事故は衝突以外の要因の存在も報告されていることから、事後調査にあたってはそのようなことを念頭のおいた調査を実施すること。

エ 希少猛禽類等の生息・繁殖状況について、事後調査は工事期間から稼動後1年間としているが、事業による影響を明らかにするためにはできるだけ長期間の情報を得ることが望ましいことから、事後調査後も専門家の意見を踏まえて調査の継続の要否を適切に判断し、影響が予測される場合には、継続的なモニタリング調査を実施すること。

オ 生態系に関する予測・評価において、典型性注目種としてアナグマの生息環境への影響を餌資源量の変化から予測しているが、本事業地域のアナグマの食特性や生態系の健全度を踏まえ、評価書においてはより丁寧な記載を行うこと。

カ 重要な植物の環境保全措置として10種の植物種の移植を行うこととしているが、代償措置によるこれらの移植対象種への影響は小さくなく、不確実性を伴うものであることから、評価書には他事業等における過去の移植の実績や困難度など含めた記載をし、事業の詳細設計を行う上にあっては可能な限り回避を検討すること。

キ 事業地の改変により、風力発電施設に隣接する林縁部の乾燥による半草原化や、新設された林道を伝ったシカの移動による林床植生へ影響など、二次的な影響についての予測・評価も評価書に記載すること。

ク 法面等に対する緑化措置を行う際は、在来種を用いて外来種による攪乱を防止するとともに、使用する種の選別にあたっては、地域の植生に詳しい地元の専門家に相談して種子の選定を行い、事業実施区域周辺の植生に配慮すること。

## (6) 景観

ア 人の視覚は、視野角（範囲）だけでなく視距離感覚（要素間の距離や大小関係）にも影響を受けることから、評価書においては、より人の視覚特性に近いフォトモンタージュ画像を作成し予測・評価を行うこと。

イ 本事業が実施される九六位山の稜線は、大分市及び臼杵市の景観特性を形成しており、環境影響評価の調査・予測・評価に基づいた環境保全のための措置を確実に実施するとともに、「大分市景観計画」及び「臼杵市景観計画」との整合を図り、両市の景観形成基準を遵守すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場について

九六位展望台や白山神社など、人と自然との触れ合いの活動の場となっている周辺環境に配慮し、工事実施期間や施設の稼動後において地域の祭事等の妨げとならないよう努めること。

(8) 文化財

事業実施区域は、埋蔵文化財包蔵地（周知遺跡）ではないが、近年の調査では、隣接地から西南戦争の台場跡や中世の五輪塔群などが確認されており、これらの遺構や遺物が発見される可能性があることから、慎重な工事の実施と発見時の速やかな報告・届出に遺漏のないよう留意すること。